

税理士法人で社員登記をされた方へ

現在加入中の従業員または勤務税理士の方が新たに社員税理士に登記をされた場合、「税理士である組合員」に区分が変更となります。そのため、社員登記をされた方は「税理士である組合員」への変更の手続きをお願いします。

必要書類は当組合から郵送にてお送りしますので、資格係（06-6941-3243）までご連絡をくださるようお願いいたします。

社員税理士の加入日より保険料が変更になります。遡って保険料の調整が必要となる場合がありますので、お早めにお手続きください。

※新たに税理士法人を設立された場合は、トップページの「税理士法人を設立」をご覧ください。